

一般社団法人フィッシャーマン・ジャパン
業務の請負等に関する規定

(目的)

第1条 この規定は、当法人が企業、行政機関またはその他の団体から業務の請負等を行う際の単価基準について定める。

(業務の請負等に関する費用)

第2条 業務の請負等に関する費用は、別表に規定する金額を1時間当たりの基準単価とする。尚、最終的な請負単価は、業務の内容を鑑み決定する。

(交通費および宿泊費)

第3条 移動や宿泊等、業務の実施にあたり要する費用は、原則、委託元の負担とする。

(その他)

第4条 この基準に定めるもののほか、この基準の運用に関し必要な事項は、代表取締役が別に定める。

標準時間単価

一般社団法人フィッシャーマン・ジャパン

職員の階級	標準額 (円/1時間)	摘要
代表理事・事務局長	6,250	
理事・事務局次長	6,000	
部門長	5,750	同等の能力がある者はこれに準ずる
職員 (A)	4,750	実務経験 10 年相当以上の能力がある者
職員 (B)	3,750	実務経験 5 年相当以上の能力がある者
職員 (C)	3,250	その他職員